

富山県公文書館年報

第 38 号

(令和 6 年度)

富山県公文書館

目 次

第1 業務の概要	1
1 利用状況	1
(1) 入館者・行政利用	
(2) 行政資料等の閲覧	
(3) レファレンス（照会）	
2 所蔵資料とその整理	4
(1) 公文書	
(2) 歴史資料	
(3) 受贈刊行物	
3 展示・講座等	12
(1) 常設展	
(2) 企画展	
(3) 講座	
(4) 史資料ふれあい事業	
4 調査研究	18
(1) 調査	
(2) 富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会	
5 1年のあゆみ	22
(1) 館日誌	
(2) 主な来館団体等	
第2 施設の概要	23
第3 組織・予算	24
第4 関係法規	25
1 公文書館法	25
2 富山県公文書館条例	26
3 富山県公文書館条例施行規則	26
4 公文書館公文書等取扱要綱	28
5 公文書等の利用に関する事務取扱要綱	31
6 県民の利用に供しない公文書等の選定のための判定委員会設置要領	33
7 富山県文書管理規程（抜粋）	34
8 富山県情報公開条例（抜粋）	35
9 富山県情報公開条例施行規則（抜粋）	37
10 富山県公文書開示事務実施要綱（抜粋）	38
11 公文書等の管理に関する法律（抜粋）	40
第5 設置の経緯	42

第1 業務の概要

1 利用状況

(1) 入館者・行政利用

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般入館者	222	213	218	213	236	157	828	312	238	173	128	224	3,162
団体入館者	0	0	35	40	0	0	32	0	0	0	0	0	107
講座等利用者	0	48	194	0	23	41	125	13	0	0	0	0	444
入館者計	222	261	447	253	259	198	985	325	238	173	128	224	3,713
行政利用 (県職員)	22	12	22	23	24	22	19	25	33	14	19	34	269

(2) 行政資料等の閲覧

ア 閲覧件数

(単位：件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
刊行物等	72	49	50	50	77	31	127	48	50	41	50	36	681
戦前公文書	2	2	0	8	59	6	2	0	0	11	1	1	92
歴史資料	2	64	18	34	10	49	137	31	46	17	33	24	465
計	76	115	68	92	146	86	266	79	96	69	84	61	1,238
行政利用件数 (県職員)	15	9	18	19	18	17	15	21	24	9	17	28	210

イ 主な閲覧資料

且尾文書、浅野家文書、飯田家文書、石川文書、石黒家文書、市川文書、魚津・黒部・下新川の歴史、内山文書、海内家文書、越中の稚児舞、翁文書、大山の歴史と民俗、岡崎家文書、大阪府史、小矢部市史、金屋石黒村文書、加賀藩研究、金沢市史、加茂文書、菊池文書、国泰寺文書、祭魚洞文庫旧蔵水産史料、島田家文書、寿川村文書、図説魚津の歴史、高堂家文書、地方自治法施行前公文書、千葉文書、砺波市史、富山県史、富山県町村合併誌、富山県統計書、富山県報、富山史壇、富山の歴史ものがたり、富山藩文書、富山歴史館、萩原村文書、本法寺文書、長岡市双書、新潟県史、野上文書、羽馬家文書、浜多文書、半田家文書、平能文書、氷見市史、氷見市立博物館年報、福井県文書館だより、藤田家文書、前田文書、妙法寺文書、山本家文書、吉田文書、れきはく、和歌山県史 ほか

(3) レファレンス（照会）

ア レファレンス件数

（単位：件）

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一 般	歴史関係	2	3	3	3	3	2	6	1	2	5	1	1	32
	行政関係	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	4
古文書110番	歴史関係	4	4	1	2	0	2	2	2	0	1	5	3	26
計		6	7	5	5	3	4	10	3	2	7	6	4	62

イ レファレンスの方法

（単位：件）

区 分	一 般	古文書110番	計
来 館	30	25	55
電 話	3	0	3
電子メールなど	3	0	3
書 面	0	1	1
計	36	26	62

ウ レファレンスの内容

一 般	件数	古文書110番	件数
a 県政に関すること	0	a 古文書の解説・解説	23
b 公文書館に関すること	5	b 保存についての相談	2
c 富山県史、市町村史、他都道府県史に関すること	11	c 調査依頼	1
d 史資料に関すること	14	計	26
e 事物の由来に関すること	0		
f 自家史等に関すること	6		
g その他	0		
計	36		

エ 主なレファレンス

(ア) 一般

(b) 公文書館に関すること

- ・常設展示に関する質問と要望

(c) 富山県史、県内市町村史、他都道府県史に関すること

- ・砺波の十村について知りたい
- ・富山県の大正・昭和期の労働運動について知りたい
- ・大正時代、富山県に置かれていた歩兵第35連隊について知りたい
- ・富山藩の古式泳法・涵泳流の詳細を知りたい



古文書の現地調査



古文書の解読依頼への対応

(d) 史資料に関すること

- ・加賀藩鳥見役石黒家の文書群の所在について知りたい
- ・戦前の県会議事録は移管されているか教えてほしい
- ・私立大谷高等女学校新校舎建築に関する資料はあるか教えてほしい
- ・史料の整理の仕方について知りたい

(f) 自家史等に関すること

- ・明治末～昭和30年頃の松川周辺の様子分かる地図や写真はないか教えてほしい
- ・石動電気について知りたい
- ・江戸後期～明治前期の戸籍はあるか教えてほしい

(イ) 古文書110番

(a) 古文書の解読・解説

- ・家に伝わった古文書を解読してほしい
- ・自宅に伝わる土地関係の書類を読んでほしい

(b) 保存についての相談

- ・史料の保管先に関する相談
- ・古文書などを寄贈したい

(c) 調査依頼

- ・愛場家文書に関する調査依頼

オ 「古文書110番」の運営

「古文書110番」は、貴重な記録史料の消失・散逸・劣化防止についての県民への啓発と、県民が古文書を大切にす機運づくりに資するため、平成16年7月に設置された。

「古文書110番」にはさまざまなレファレンスが寄せられ、県内の古文書に関する相談窓口として定着してきたところである。当館が委嘱している古文書調査員との連携に十分留意しながら、今後も県民からの古文書に関する相談への対応、情報収集及び調査を進めていきたい。

2 所蔵資料とその整理

(1) 公文書

ア 現用保存公文書

公文書館では、昭和62年4月1日から施行された文書管理規程により、現用公文書のうち、永久保存及び10年保存の文書で完結後5年経過したものを保存している。

公文書館へは、保存箱に収納して引き継がれ、それを保存年限別・部局別、室課別に分類のうえ管理番号を付して書庫に配架している。

令和6年度は、永久保存文書148箱、10年保存文書58箱の計206箱を引き継いだ。令和6年度末現在で公文書館が保存している公文書は、18,229箱となっている。

保存公文書の検索資料として、毎年度総務課において、本庁書庫及び公文書館で保存されているものも合わせ保存文書目録を作成し、県民及び県職員の利用に供している。

イ 非現用保存公文書

非現用保存公文書は、行政上の利用価値が減少したものの歴史的価値がある公文書として、公文書館が選定し、本庁及び出先機関から移管を受けた文書である。

現在、公文書館が保存している非現用保存公文書の主なものは、地方自治法施行以前に完結した公文書（いわゆる戦前公文書）1,905簿冊である。

○地方自治法施行以前公文書

区 分	冊 数	区 分	冊 数
機 密 文 書 ・ 雑 書 等	289	表 彰 関 係	133
皇 室 関 係	80	人 事 関 係	481
郡 市 町 村 関 係	67	軍 事 関 係	52
県 会 ・ 県 参 事 会	273	農 林 ・ 土 木 関 係	530
		合 計	1,905

○ 現用保存公文書収納内訳

令和7年3月31日現在 (単位:箱)

所 属	永 久	10 年	計	所 属	永 久	10 年	計
成 長 戦 略 室	41	0	41	商 工 企 画 課	73	6	79
デジタリ化推進室	1	0	1	地 域 産 業 振 興 室	7	10	17
働き方改革・女性活躍推進室	80	0	80	経 営 支 援 課	413	39	452
広報・ブランディング推進室	19	0	19	商 業 ま ち づ くり 課	180	11	191
知 事 政 策 局 計	141	0	141	立 地 通 商 課	26	2	28
防 災 ・ 危 機 管 理 課	10	0	10	労 働 政 策 課	106	0	106
消 防 課	60	1	61	商 工 労 働 部 計	805	68	873
危 機 管 理 局 計	70	1	71	農 林 水 産 企 画 課	200	0	200
ワ ン チ ー ム と や ま 推 進 室	329	8	337	農 産 食 品 課	110	2	112
総 合 交 通 政 策 室	20	0	20	農 業 経 営 課	2,230	72	2,302
観 光 振 興 室	17	2	19	農 業 技 術 課	125	33	158
地 方 創 生 局 計	366	10	376	農 村 整 備 課	1,497	14	1,511
交 通 戦 略 企 画 課				農 村 振 興 課	638	2	640
広 域 交 通 ・ 新 幹 線 政 策 課	3	0	3	森 林 政 策 課	632	15	647
航 空 政 策 課				水 産 漁 港 課	159	2	161
交 通 政 策 局 計	3	0	3	新 川 農 林 振 興 セ ン タ ー	51	0	51
人 事 課	617	32	649	富 山 農 林 振 興 セ ン タ ー	11	0	11
秘 書 課	293	0	293	農 林 水 産 部 計	5,653	140	5,793
総 務 課	43	0	43	管 理 課	283	17	300
文 書 総 務 課	186	1	187	建 設 技 術 企 画 課	268	12	280
統 計 調 査 課	39	1	40	道 路 課	651	8	659
学 術 振 興 課	0	3	3	河 川 課	1,078	8	1,086
財 政 課	210	0	210	砂 防 課	423	8	431
管 財 課	79	0	79	港 湾 課	414	3	417
税 務 課	102	0	102	都 市 計 画 課	1,121	20	1,141
経 営 管 理 部 計	1,569	37	1,606	建 築 住 宅 課	633	21	654
県 民 生 活 課	67	1	68	営 繕 課	123	157	280
文 化 振 興 課	53	1	54	富 山 土 木 セ ン タ ー	278	0	278
ス ポ ー ツ 振 興 課	2	0	2	高 岡 土 木 セ ン タ ー	70	0	70
国 際 課	29	4	33	土 木 部 計	5,342	254	5,596
環 境 政 策 課	66	12	78	検 査 室	15	0	15
自 然 保 護 課	343	11	354	出 納 課	5	101	106
環 境 保 全 課	793	4	797	総 務 会 計 課	15	0	15
生 活 環 境 文 化 部 計	1,353	33	1,386	出 納 局 計	35	101	136
厚 生 企 画 課	744	8	752	企 業 局	7	0	7
高 齢 福 祉 課	194	1	195	企 業 局 計	7	0	7
こ ども 家 庭 室	53	1	54	人 事 委 員 会	13	0	13
障 害 福 祉 課	54	20	74	監 査 委 員	9	0	9
医 務 課	402	2	404	労 働 委 員 会	46	0	46
健 康 対 策 室	151	0	151	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	7	0	7
健 康 課	87	0	87	各 種 委 員 会 計	75	0	75
生 活 衛 生 課	131	4	135	教 育 委 員 会	108	0	108
薬 事 指 導 課	0	21	21	教 育 委 員 会 計	108	0	108
く す り 政 策 課	161	23	184	合 計	17,505	724	18,229
中 央 病 院	1	0	1				
厚 生 部 計	1,978	80	2,058				

※組織改編による文書移管は、R7.3.31現在で把握できるものを記載

(2) 歴 史 資 料

ア 史資料の整理・製本化

当館が保存する歴史資料は、富山県史編さん班より引き継いだものと当館へ寄贈・寄託されたものを主とする。

県史編さん資料の形態は古文書の複写本、ネガ・フィルム類、古文書の解読筆写原稿、また刊行物の複写物など様々であるが、古代、中世、近世、近代、現代、考古、民俗の7部門に分けて配架している。そのうち、古文書の複写本は目録刊行後に順次閲覧に供している。当館寄贈・寄託史料は仮目録作成後にマイクロ撮影、紙焼製本を行い、本目録を作成した後に複写本にて閲覧に供している。

なお、閲覧可能な史資料については、当館ホームページにおけるデジタルアーカイブにおいて検索が可能である。

イ 目録の刊行

令和7年3月に歴史文書目録の38集を刊行した。当目録には当館が寄贈を受けた石井家文書、岸田長久氏旧蔵文書、城石家文書、菅田家文書、高安家文書、浜松家文書、三辺家文書、並びに魚津市教育委員会蔵の高畠家文書より複写採録した資料を収録した。いずれも主に近世から近代にかけての富山藩・加賀藩領の史料群である。

ウ 寄贈寄託文書

・寄贈文書

枅田家文書（39点） 令和6年8月20日

富山市の枅田喜夫氏からの寄贈 柿沢村（上市町）村会議員枅田喜七郎関係

立田家文書（2点） 令和6年9月11日

富山市の西尾清香氏からの寄贈 戦前の写真帖など

高安家文書（403点） 令和6年10月10日（寄託より変更）

富山市の高安悦郎氏からの寄贈 富山藩十村関係文書など

浅野功家文書（6点） 令和6年10月11日

富山市の浅野功氏からの寄贈 戦前の学校父兄会規約、感謝状など

真野家文書（75点） 令和6年11月7日

富山市の眞野順隆氏からの寄贈 射水郡中老田村関係文書、謄本など

南部家文書（6点） 令和6年11月21日および12月17日

射水市の南部政幸氏からの寄贈 戦前の写真帖など

金龍教英氏蔵書（2085点） 令和6年12月23日

富山市の金龍英純氏からの寄贈 歴史・宗教史関係の研究書・雑誌

見瀬和雄氏収集文書（430点） 令和7年2月25日

金沢市の見瀬弘美氏からの寄贈 城端町関係文書

西源寺（安国寺）文書（1点） 令和7年2月25日

富山市の西源寺からの寄贈 安国寺由緒旧記写

大場家文書（38箱） 令和7年3月10日

高岡市の大場淳二氏からの寄贈 大場屋（漆商）関係

宮家文書（762点） 令和7年3月28日

小矢部市の西永勉氏からの寄贈 宮家分家関係史料（地券、証書類、手紙等）

・寄託文書

森清村文書（56点） 令和6年5月30日

南砺市の安丸定昭氏からの寄託 森清村（旧福野町）の反別取調根帳など

玉井家文書（3箱） 令和7年2月21日

南砺市の玉井澄子氏からの寄託 北市村（旧井波町）関係史料（城端騒動など）

(3) 受贈刊行物 令和6年4月～令和7年3月

ア 国機関など（22点）

[外交史料館] 外交史料館報 第37号

[宮内庁] 書陵部紀要75号、企画展「仁徳天皇陵と近代の堺」

[国立公文書館] 国立公文書館ニュース第37～41号、館報北の丸第56、57号

[国立国会図書館] 国立国会図書館月報No. 756～No. 762

[防衛研究所] 戦史研究年報27号、オーラル・ヒストリー12～14号、戦争史研究国際フォーラム
報告書 冷戦期の日本の安全保障と朝鮮半島

イ 他都道府県、文書館など（164点）

[北海道立文書館] 赤れんがNo. 59

[北海道博物館] アイヌ民族文化研究センター研究紀要第9号、特別展「みんなの鉄道 がんばれ！
みんなの公共交通」、資料目録2・3

[札幌市公文書館] 公文書館だより第12号

[青森県立郷土館] 青森県立郷土館報通巻51号、研究紀要第48号、郷土館だより第184号

[秋田公文書館] 研究紀要第30号、野上陳令日記第2巻

[宮城県公文書館] 公文書館だより第44号

[福島県歴史資料館] 福島県史料情報第68・69号、収蔵資料目録第55集

[山形県] 山形県史だより第25・26号

[茨城県立歴史館] 令和6年度運営要覧、資料叢書27 常陸遺文

[常陸大宮市] 常陸大宮の記録と記憶 第9号、常陸大宮の棟札4

[栃木県立文書館] 文書館だより66号、研究紀要28号、企画展「とちぎの刷物展」
[埼玉県] 史料叢書26栗橋関所史料7
[千葉県文書館] 千葉県の文書館第29・30号、企画展「海を渡った房総の人びと」、収蔵文書目録第37集
[千葉県史料保存活用連絡協議会] 千葉史協だより第58～60号
[伊能忠敬記念館] 年報第25号
[松戸市立博物館] 紀要第31号
[東京都公文書館] ガイドブック東京都公文書館のアーカイブズ、年報令和4年度、公文書館だより45号、行政資料集録令和4年
[江戸東京博物館] 江戸東京博物館ニュースvol.119～121号、紀要第14号
[板橋区教育委員会] 第22回櫻井徳太郎受賞作文集
[港区] 港区史資料編1、2-1、2-2
[武蔵野ふるさと歴史館] 歴史館だより第12号、令和5年度第4回展示図録
[神奈川県立公文書館] 公文書館だより第50・51号、年報令和5年度、紀要第12号
[神奈川県立歴史博物館] 研究報告人文科学第51号
[相模原市立公文書館] 年報令和5年度の運用状況報告、公文書館だより第19・20号
[寒川町] 寒川町史研究第35号
[藤沢市文書館] 藤沢市史研究第56号
[横浜開港資料館] 開港のひろば156号
[新潟県立文書館] 文書館だより第40号
[新潟県歴史資料保存活用連絡協議会] 新史料協だよりNo.29
[新潟市歴史博物館] 歴史博物館ニュースvol.61～63
[長岡市立中央図書館] 長岡あーかいぶ第22号、長岡市双書 No.62
[石川県教育委員会] 研究紀要近世史料研究第2号
[石川県立歴史博物館] れきはくNo.144～149
[かほく市] 図説かほく市の歴史と文化
[白山比咩神社] 白山比咩神社史古代・中世篇、近代編、白山長吏日記、増訂図説白山信仰
[前田土佐守家資料館] 起居録86～89号、開館20周年記念論集「加賀藩年寄前田土佐家」
[福井県文書館] 研究紀要第21号、資料叢書第20・21号、文書館だより32号、福井藩士履歴12
[長野県立歴史館] 長野県立歴史館だよりvol.119～122
[安曇野市文書館] 安曇野市文書館だより第12号、紀要第5号
[松本市文書館] 松本市史研究33号
[岐阜県歴史資料館] 所在史料目録第61号
[愛知県公文書館] 研究紀要第2号
[名古屋城調査研究センター] センターだより第5号、紀要第5号、名古屋城史料叢書2
[三重県] 三重県史研究第39号
[三重県総合博物館] 年報第10号、みえんしす第44～46号、研究紀要No.10、資料叢書No.10、企画展「パール 海の宝石神秘の輝き」「あつめる・のこす・しらべる・つたえる」「刀剣三重の刀とその刀工」

- [滋賀県立公文書館] 滋賀のアーカイブズNo.15, 16
- [京都学・歴彩館] 京都学・歴彩館紀要第7号
- [尼崎市立地域研究史料館] 地域史研究124巻
- [和歌山県立文書館] 年報・研究報告第1号、文書館だより65・66号
- [岡山県立記録資料館] 紀要第19号、資料叢書第18号
- [山口県文書館] 文書館ニュースNo.58、研究紀要51号
- [広島県立文書館] 文書館だよりNo.48、資料集第12号、収蔵文書展「歴史資料にみる広島アジア大会1994」「広島港の歴史と資料」、紀要第17号
- [広島市公文書館] 紀要第34号
- [福山市教育委員会] 東京阿部家資料文書編13・14
- [徳島県立文書館] 展示図録「徳島が高地だったころ」「お役所様がやってきた！」
- [香川県立文書館] 紀要第27号
- [愛媛県歴史文化博物館] 歴博だより117～119号、資料目録第32号、研究紀要第29号、展示図録「瀬戸内海ツーリズム」「香川元太郎城郭原画展」
- [高知県立公文書館] 年報第4号
- [福岡共同公文書館] 福岡共同公文書館だより第23・24号、年報第12号
- [福岡市総合図書館] 研究紀要第24号、古文書だより第3号
- [福岡市博物館] 市史だよりNo.27号
- [柳川古文書館] 館報第3号、柳川古文書館叢書第1集
- [佐賀県公文書館] 佐賀県公文書館だより第10号
- [島原市] 肥前島原松平文庫所蔵史料目録(2)
- [天草市立天草アーカイブズ] 館報第18号
- [大分県立先哲史料館] 研究紀要第29号
- [大分県公文書館] 大分県公文書館だより第31号
- [中津市] アーカイブズ講座報告書11
- [沖縄県] 昔おきなわ風景探索No.1～8
- [沖縄県公文書館] 琉政だより17・18

ウ 大学・研究団体など（84点）

- [青山学院大学] 史友第56号、青山史学第42号、写真に見る青山学院150年
- [お茶の水女子大学] お茶の水史学No.67
- [学習院大学] 学習院大学史料館紀要第30号、GCASレポートVol.14
- [神奈川大学] 日本常民文化研究所年報2023、民具マンスリー第56巻10～12号第57巻1～12号、神奈川大学史資料集第41集、紀要第9号、歴史民俗資料学研究29号、歴史と民俗第41号、常民文化研究第13巻、神奈川大学人物誌
- [九州大学] 九州文化史研究所紀要第66号
- [京都大学] 大学文書館だより第46号、総合博物館年報令和5年度、総合博物館ニュースレターNo.60・61、文書館研究紀要第22号、収蔵資料目録第11号
- [慶応義塾大学] 慶応義塾史展示館だよりNo.6

[滋賀大学] 研究紀要第57号
[全国大学史資料協議会] 大学アーカイブズNo. 68～70、研究叢書第24号
[全国歴史資料保存利用機関連絡協議会] 会報115・116号、記録と史料第34号
[専修大学] 専修大学史紀要 第16号
[筑波大学] 筑波大学アーカイブズ年報第7号
[帝京大学総合博物館] 館報第6号
[帝国データバンク史料館] m u s e vol. 44・45
[東海国立大学機構] 大学文書資料室ニュース第41号
[東海大学] 学園史ニュースNo.19、相武地域史研究会シンポジウム「軍隊・戦争と地域社会 津久井・横浜・小田原報告書」
[東京大学史料編纂所] 画像史料解析センター通信104、研究紀要第34号、所報第59号
[東北大学] 東北大学史料館だよりNo. 40・41、東北大学史料館研究報告第19号、国史談話会雑誌第65号
[東洋大学] 文学部紀要史学科篇第49号
[徳川黎明会] 金鯢叢書第51輯
[富山大学] 富山大学歴史マップ
[南山学園] アルケイア第18号、史料集第18号、南山アーカイブズニュース第17号
[日本近代史研究会] 近代史料研究第24号
[日本大学] 鬢誌第20号、学徒・校友の出征『日本大学新聞』出征関係記事資料集
[広島大学] 牟田泰三オーラル・ヒストリー、広島大学文書館だより vol. 3
[三菱経済研究所] 三菱史料館論集第25号
[明治大学] 大学史紀要第30号、ニュースレター明治大学史No.20、平和教育登戸研究資料館館報第10号、だより25号
[明治安田生命クオリティオブライフ文化財団] 地域の伝統文化第32号
[冷泉家時雨亭文庫] 志くれているNo. 168～171
[和歌山大学紀州経済史文化史研究所] 研究紀要第45号、きのみなと第12号、2024特別展図録
[早稲田大学] 史観第190冊

エ 県内自治体関係および研究団体・個人など (86点)

[魚津市立博物館] 紀要第11号
[魚津埋没林博物館] うもれ木第56号
[内田忠保・栄夏代] 望郷の月日-日露戦争従軍の一兵卒が故郷に書き送った手紙
[越中史壇会] 富山史壇203～206号
[大山歴史民俗研究会] 大山の歴史と民俗第27号
[おやべ生涯学習友の会] 昭和のおやべ～カメラがとらえたわが郷の姿第7集
[おやべ古文書を学び守る会] むかしの小矢部を読む第12集
[加賀藩研究ネットワーク] 加賀藩研究第14号
[木下晶] 『日本海詩人』のきらめき-大村正次・キクをめぐるて
[黒部市教育委員会] 尾山の七夕流し・中陣のニブ流し調査報告書

- [黒部市歴史民俗資料館] 特別展「驚異の名橋相本刳橋」
- [高志の国文学館] 年報・紀要第9号、保与 第17～19号
- [小林善一郎] 越中富山の浄瑠璃文化
- [笹川武] 銘菓薄氷とともに歩んだ笹川家その歴史と功績
- [佐藤健太郎] 『富山日報』四ツ橋銀太郎の言論と選挙—選挙肅正運動とメディア
- [高岡市万葉歴史館] 万葉を愛する会だより100～102号、高岡市万葉歴史館紀要第34号
- [高岡市立中央図書館] 高岡の図書館110号、高岡市史料集第35集
- [高岡市立博物館] 博物館だより第30号、年報第36号、展示図録「浮世絵に描かれた加越能」
- [立山町利田村自治振興会] 利田忠魂碑史
- [富山近代史研究会] 近代史研究第47号
- [富山県] 富山県統計年鑑令和4年度、100の指標統計からみた富山令和5年版、富山の近代化と鉄道-地域鉄道の成立と変容をめぐって
- [富山県教育記念館] 展示解説資料
- [富山県立山カルデラ砂防博物館] 博物館だよりNo. 80
- [富山県立山博物館] 年報第33号、たてはく第127～130号
企画展「説話にみる異界と立山」「立山・白山・富士山を巡る立山衆徒と三禅定」
- [富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所] とやま発掘だより令和5年度、令和5年度埋蔵文化財年報
- [富山県埋蔵文化財センター] 年報令和5年度、埋文とやまvol. 166～169、富山県出土の重要考古資料16、特別展「と・YAMATAI 国」
- [富山県立イタイイタイ病資料館] 資料館だより2024
- [富山県立図書館] ライブラリィとやま第105～107号
- [富山県芸術文化協会] 芸文とやま第52号
- [富山県民カレッジ友の会] 雷鳥267号、雷鳥会五十年史
- [富山市郷土博物館] 館報令和4年度、特別展「蝮川新右衛門さん」
- [富山市埋蔵文化財センター] 調査報告第111～114号、富山市の遺跡物語No.25
- [富山市民俗民芸村] 民村vol. 10、企画展「茅葺ウグイス造りと人びとの暮らし」
- [富山大空襲を語り継ぐ会] 富山大空襲を語り継ぐ会会報第219～221号
- [滑川市立博物館] 滑川市立博物館だよりNo.50、展示図録「シン・なめりかわ昭和今昔写真館」
「滑川の社寺宝物帳」
- [南砺市] 南砺市埋蔵文化財調査報告No.36
- [南砺市教育センター] 身近な地域の学習-歴史編
- [針山康雄] 洛中洛外図屏風勝興寺本
- [氷見春秋会] 氷見春秋第85号
- [見瀬和雄] 中近世日本海沿岸地域の史的展開

3 展示・講座等

(1) 常設展

ア 上半期常設展

上半期は「富山県の誕生と県政の動き」をテーマとして、次の9つのコーナーに分けて明治から大正、昭和、平成までの富山県の歴史を展示、紹介した。展示期間は、令和6年4月1日（月）～令和6年9月30日（月）。

・「越中の明治維新」

加賀藩に従って官軍方につき、越後に向けて出陣した北越戦争やその後の版籍奉還や廃藩置県について

・「ゆれ動く県境」

廃藩置県以降、明治16年の富山県分県までの
県境の変遷について

・「分県運動」

自由民権運動の高まりのなかで、民権派を中心
とした分県運動と富山県の分県実現について

・「治水問題」

明治期の洪水被害の多発と治水対策について

・「利水から工業県へ」

明治32年大久保発電所の設立とその電力の工業への利用について

・「昭和恐慌と戦争」

昭和初期の深刻な経済状況を克服するためにとられた紡績業・化学工業の大工場の誘致と、富山県からの南米移民・満蒙開拓団派遣などの恐慌対策について

・「終戦直後の人々の暮らし」

日中戦争が泥沼化し、太平洋戦争の戦局が悪化するなかで、食糧不足による代用食・混食への食生活の変化、生活必需品の不足から配給制や切符制の開始、空襲により焦土と化した富山市域やその復興計画について

・「高度経済成長と暮らしの変化」

昭和25年からの朝鮮戦争による特需、30年代から40年代半ばの高度成長期の県民の生活の変化、特に電気洗濯機・電気冷蔵庫などの家庭の電化、テレビの価格と月収に占める割合の変化などについて

・「市町村の合併」

明治・大正・昭和・平成にわたる富山県における市町村の合併について



イ 下半期常設展

下半期では「企画展 再登場！！」と題し、過去の企画展の中から令和2年度企画展「とやまスポーツ物語」と令和3年度企画展「富山と疫病－見えざる脅威と向き合う－」、さらに令和

6年度企画展「富山大正ストーリー～15年間ヲ思フ～」の3つの企画展の史料と展示パネルの一部を選び展示した。併せて「富山県の誕生と県政の動き」は、再編して展示した。展示期間は、令和6年11月15日(金)～令和7年3月26日(水)。



・「富山県の誕生と県政の動き」

「富山県設置の太政官達」(当館蔵)などの史料展示により、明治16年(1883)5月9日「富山県」成立の過程を紹介した。また、明治期に設立された学校設計図である「県立工芸学校々舎完成之図」、「富山県農学校図」(共に富田家文書・当館寄託)などの史料も展示した。

・「企画展 再登場!!」

令和2年度企画展からは、富山県出身の横綱太刀山峰右衛門が書いた「太刀山の手紙」(佐藤家文書・当館蔵)や居合術流派の一つである「民弥流目録」、馬術の技法相伝書である「大坪流十一か条相伝目録」(共に浅野家文書・当館蔵)などを展示した。令和3年度企画展からは、「コレラの用心」(五十島家文書・当館寄託)や「種痘証書」(羽馬家文書・当館寄託)など伝染病に関連する史料を展示した。令和6年度企画展からは、「関東震災全地域鳥瞰図絵」(荒木家文書・当館蔵)などを展示した。

(2) 企画展

10月3日(木)から11月4日(月)にわたり、企画展「富山大正ストーリー～15年間ヲ思フ～」を当館展示室において開催した。大正時代は15年間という短い時代であったが、日本や世界の政治や経済に大きな影響を与えた出来事や、「大正デモクラシー」と呼ばれるような大衆が力をつけてきた時代である。そのような大正時代の富山県の出来事を政治や経済、民衆の動向などの面から3部構成で紹介した。なお、開催期間中は土・日・祝日も展示室を公開した。

第I部 工業化を図る富山県

大正時代に入り、富山県は農業県から工業県への変革を図った。大正2年(1913)に富山県で開催された一府八県連合共進会に関連する史料や、明治半ばより本県の懸案事項の一つであった治水事業と並行して行ってきた電気事業、伏木港の発展や鉄道整備に関する史料を紹介した。当時の共進会会場の様子が窺える『富山県写真帖』(山本家文書・当館蔵)や褒賞式の審査方針をめぐるやりとりである「共進会出品審査に関する方針」(当館蔵)、使用目的が家庭用から工業用へと変化して電力事業が発展していく様子が窺えるものとして「既発電地点と未竣工地点表」(当館蔵)を展示した。また、伏木臨海工業地帯の発展と鉄道整備の様子が分かる図面として「伏木河港荷揚場・棧橋・繫船壁位置平面図」と「中伏木停車場共同使用区域内工事方法書の図面」(共に当館蔵)などを展示した。

第Ⅱ部 自立する民衆

「大正デモクラシー」と言い表されるように、大正時代は政治・社会・文化の各方面で自由主義的・民主主義的な傾向の高まりが見られた時代であり、民衆の力が政治を動かす力となっていた。県内の動きとして、米騒動が起きた地域の1つである滑川で選挙権の拡充や集会・言論の自由を求めて出された『滑川普通選挙期成同盟会宣言書』や「滑川普通選挙期成同盟会発会概況」（共に滑川市立博物館蔵）を展示した。

さらに、当時の女性の労働の様子についても注目した。「富山県報」（当館蔵）では教員や産婆（現在の助産師）として女性の名前は出てくるが、県での女性職員採用の様子を「富山県職員録」（山本家文書・当館蔵）で見ると、養蚕業に携わる「蚕種検査吏員」や女工への教育を行う「製糸教婦」、大正7年(1918)からのスペイン風邪流行時には「防疫監吏」といった職に就いた女性がいたことを展示紹介した。

第Ⅲ部 戦争への足音

大正3年(1914)、ヨーロッパを主戦場とする第一次世界大戦が勃発した。被害が甚大であったため列強は軍縮の動きを見せ、日本もその流れに乗り協調外交を行う一方、軍事優先の方針も取り続けた。その関連資料として県内の第一次世界大戦期の様子と、大正13年(1924)に富山・石川両県で行われた陸軍特別大演習の様子を紹介した。また、大正期には大衆的な組織へと変化して軍事援護事業を展開した組織である「愛国婦人会第十七回通常総会招待状」（篠原氏収集文書・当館蔵）や、大正13年の摂政官（後の昭和天皇）の結婚、陸軍特別大演習と富山市内への行啓を記念して出された『御成婚・大演習・行啓三大記念写真帖』（長尾家文書/柘田家文書・当館蔵）を展示し、演習を拝観する民衆の様子などを紹介した。

オープニングアニメーション

今回の企画展では、ポスター等でモガ(モダン・ガール)と和装の女性を取り入れた。これは、『国際画報』（北野家文書・当館蔵）の広告に描かれていた女性たちで、当時の女性の風俗を連想させる絵となっている。この女性たちに配色を施した。

また、富山県立砺波高等学校放送部の協力を得て、オープニングアニメーションを作成し、展示室入口にて上映した。声を吹き込むことで、女性たちがいきいきと輝く仕上がりとなった。

フォトスポット

エントランスディスプレイの横に、大正ロマンをイメージしたフォトスポットを設置した。期間中、女性や親子連れを中心に、写真を撮って楽しんでいただいた。

講演会

10月16日（水）、富山市教育委員会生涯学習課文化財係長の尾島 志保氏をお招きし、「転換期の富山県—大正期の産業と人びとの暮らしを中心に—」と題してご講演いただいた。定員を50名とするとともに、昨年度と同様、YouTubeのオンライン配信（限定公開・要事前申込）も実施した。



大正期の富山県の特徴について、工業県への転換と大衆社会のはじまりという2つの意味での転換期として捉え、それぞれの内容を詳しくお話していただいた。実際に展示した濱田恒之助の新聞への寄稿文を集めた著書『経世小策』（富山県立図書館蔵）を詳細に解説していただくことで、工業県富山誕生の成立過程への理解を深めることができた。また、俸給生活者いわゆるサラリーマンのライフスタイルが重視され、彼らが中核となり大衆社会が形成されたことや、富山市内の当時の様子を写真を交えて説明していただき、大衆社会の内容を詳しく知ることができた。

聴講者からは、「転換期としての大正期の特色がよく分かった」、「戦前の写真が印象に残った」、「大正時代は現代の情勢と非常によく似ていることが分かり、当時の歴史から学ぶことがある」などの感想をいただき、大変好評であった。

(3) 講座

ア 歴史講座

富山県の歴史を様々な角度から県民に理解してもらうために歴史講座を開催した。昨年度に引き続きオンライン配信も行った。

[定員50名、時間はいずれも午前10時～11時40分]

	日時	内容	講師	受講者数	オンライン配信
第1回	5月30日(木)	縄文時代のヒスイ利用 —朝日町 境A遺跡を中心に—	朝日町埋蔵文化財保存活用施設 まいぶんKAN 学芸員 川端典子	48名	20名
第2回	6月6日(木)	古代越 ^{びと} 中人の生業	越中史壇会 副会長 城岡朋洋	48名	7名
第3回	6月13日(木)	石から見た戦国期の越中 —中世の石造物と城郭石垣—	氷見市立博物館 主任学芸員 大野 究	48名	8名
第4回	6月20日(木)	兄宛書簡にみる坪井信良の生涯 —高岡町医者の子から将軍の侍医 に—	高岡市立博物館 主幹 仁ヶ竹 亮介	50名	7名
第5回	6月27日(木)	米騒動と東アジア	富山大学学術研究部 社会科学系 准教授 矢島 桂	48名	8名

イ 古文書教室

富山県の歴史を資料に基づいて理解してもらうためには、史料の読解が不可欠である。そのため、本年も古文書の入門的な知識を学ぶ入門コースと、入門コース修了者を対象とした初級コースの2コースに分けて古文書教室を開催した。

<入門コース>

[定員30名、時間はいずれも午後1時30分～3時]

	日 時	内 容	講 師	受講者数
第1回	8月29日(木)	古文書の基礎知識	富山県公文書館 寺井 柚 美	23名
第2回	9月5日(木)	古文書を読んでみよう I	富山県公文書館 菖池 由美子	20名
第3回	9月12日(木)	古文書を読んでみよう II	富山県公文書館 高森 邦 男	21名

<初級コース> 「富山藩郡奉行鑓木数右衛門の職務」

[定員30名、時間はいずれも午後1時30分～3時30分]

	日 時	内 容	講 師	受講者数
第1回	10月10日(木)	天保13年7月 八尾宿騒動関係者処罰	越中央壇会会員 宮本 幸 江	32名
第2回	10月17日(木)	天保13年10月 野積谷収納銀取立登山		31名
第3回	10月24日(木)	天保14年6月 藩主帰城		30名
第4回	10月31日(木)	天保14年9月 井田川・山田川出水		32名



歴史講座



古文書教室

(4) 史資料ふれあい事業

令和6年度は新事業として、富山県埋蔵文化財センターと高志の国文学館と連携し、小・中学生を対象に史資料に触れる体験事業を行った。

ア 富山県埋蔵文化財センターとの連携事業

・「こども考古学講座」

小学4年生～6年生を対象に「昔の文字の読み書き」と題し、当館が所蔵する古文書を紹介した後、包装紙など身近なもので目にしたことのある昔の文字の読み方クイズを行った。最後に、当館の古文書教室<入門コース>でも使用したことのある「変体仮名の一覧」を使い、自分の名前を江戸時代に使用されていた文字で書く活動を行った。子どもたちからは、「文字を選ぶのが楽し

かった」、「クイズが楽しかった」という感想をいただいた。(7月28日(日)15名、8月4日(日)12名、8月11日(日)15名参加。)

・「考古学少年団」

令和7年3月23日(日)、小学校6年生から中学校3年生16名を対象に、「昔の文字を読んでみよう」の講義および実習を行った。講義では富山県公文書館の役割や所蔵史料の紹介を行い、実習ではクイズ「昔の文字を読んでみよう」の後、江戸時代に使用されていた文字で自分の名前を書く活動を行った。



イ 高志の国文学館との連携事業

・「指令！DIGITALニ逆襲セヨ。富山県公文書館の“ミッション”」

令和7年1月18日(土)、中学生5名(保護者4名も参加)を対象に、講義と3つのグループに分かれて史料に関する内容を調べ発表する探究活動を行った。講義では富山県公文書館の役割や所蔵史料の紹介、クイズ「昔の文字を読んでみよう」を行った。探究活動では、富山県の歴史に関する史料「富山県設置の太政官達」(当館蔵)、「草相撲の番付」(平井家文書・当館蔵)、「北野昌太郎巡査へ伝染病流行に際し予防救治につき手当金一円給付状」(北野家文書・当館蔵)を使い、史料の内容や当時の時代背景などを調べる活動を行った。調査方法としてインターネットは使用せず、当館が用意した書籍やパンフレット、富山県立図書館より借用した書籍を使って調べた。中学生からは「本で調べたことで達成感があった」、「普段知らなかった富山県について知ることができた」などの感想をいただいた。



4 調査研究

(1) 調査

ア 古文書調査

『富山県史』編纂時ならびに当館開館後に調査・採録した家別文書のうち、近年追跡調査をしていない家・寺院、区有文書など20家について調査を行った。令和6年度は、同6年元日に発生した能登半島地震の影響を考慮し、高岡地区を中心に調査を行った。

内訳は、新川地区2家、富山地区4家、高岡地区12家、砺波地区2家の20家で、主な調査事項とその結果は、次のとおりである。(回答数：18家)

項目	内 容	家数	%	項目	内 容	家数	%
① 所 蔵 状 況	所蔵している	11	61	④ 保 存 状 態	良好(補修を含む)	3	27
	寄贈・寄託した	1	6		ほぼ良好	3	27
	紛失した(行方がわからない)	1	6		良くない	1	9
	見たことがない・その他	5	27		不 明(未回答)	4	37
② 保 管 場 所	家の中・本堂など	6	55	⑤ 前 回 調 査 後 の 出 来 事	当主の交代があった	10	
	土蔵・収蔵庫など	5	45		家を建て替えた(転居を含む)	1	
	納屋など	0	0		散逸した(一部の散逸含む)	1	
	その他	0	0		寄贈・寄託した(一部のみ含む)	1	
③ 所 蔵 量	1～10点	3	27		目録を作成した	0	
	11～100点	5	46	変化なし	4		
	100点以上	3	27	⑥ 今 後 の 希 望	大事に保管したい	7	64
	不 明	0	0		処分したい	0	0
① ② ③ ④ ⑤ ⑥	史料の一部所蔵の場合は、「所蔵している」を含む。				公的機関に預けたい	1	9
	①の合計は18家。				公的機関に寄贈したい	3	27
	②③④⑥の合計はそれぞれ11家。				特に考えていない	0	0
	⑤複数回答や該当なしがあるため、%表示をしない。			その他	0	0	

令和6年度の古文書実態調査の回答率は90%であった。調査の結果、上記表①では「所蔵している」が56%である一方、紛失または見たことがないという回答が6家(33%)あった。紛失・不明の大きな要因の一つとして当主の代替わりがある(6家)。

古文書の保存状態をみると、所在が分かっている11家のうち、補修の実施も含めて「良好」・「ほぼ良好」を合わせて6家(54%)であり、1家が「良くない」(カビや虫食いの傷みがある)状態という回答であった(無回答4家)。

今後の取扱いについては、「今後とも古文書を大事に保管したい」と回答された家は7家(64%)あり、史資料を後世に遺すことについて、所蔵者の関心の高さをうかがうことができる。また、「公的機関への寄託か寄贈を考えている」との回答が4家あり、そのうち当館への寄贈が2家、寄託が1家から行われた。一方で、代替わりや家の改築を契機に「史料の保管場所がわからなくなった」との回答が、近年多くなってきており、史資料を後世に遺すことについて、さらに呼びかけていく必要性があるといえる。

公文書館としては、今後とも古文書実態調査等による所在状況の把握と史料の散逸防止につとめ、古文書調査員や富史料協関係機関と連携、協力を図りながら古文書の保存・管理や情報提供を呼びかけるとともに、劣化防止方法の助言や、状況に応じて現地調査を着実に進めていきたい。

イ 古文書調査員会議

当館では、創設当初より毎年、民家や機関に所蔵されている古文書の実態追跡調査を行っている。これと併行して、平成6年度から古文書の散逸防止を目的とし、県下を4ブロックに分け、それぞれ3名ずつ計12名の古文書調査員を配置している。各地域の歴史及び古文書等に精通する方々に調査員を依頼し、当館で会議を開き、情報の提供をいただいている。調査員の方々には地域と公文書館のパイプ役を担っていただいている。

令和6年度の会議の概要は以下のとおりである。

第1回（令和6年7月18日）

- ・古文書調査員並びに公文書館職員の紹介
- ・古文書調査員制度の趣旨・制度説明
- ・令和6年度の公文書館古文書実態追跡調査について
- ・各地区の古文書の所在状況について各地区古文書調査員より報告
- ・質疑応答と懇談

第2回（令和7年2月13日）

- ・令和6年度の古文書実態追跡調査報告
- ・令和6年度の古文書寄贈・寄託および現地調査報告
- ・各地区の古文書の所在状況について各地区古文書調査員より報告
- ・質疑応答と懇談

古文書調査員一覧

地区名	古 文 書 調 査 員 名			
新川地区（3市4町1村）	飯 村	滋	轡 田	均 加 藤 達 行
富山地区（1市）	五十嵐	俊 子	平 井	一 雄 兼 子 心
高岡地区（3市）	五十嵐	清	仁ヶ竹	亮 介 鈴 木 瑞 磨
砺波地区（3市）	東 出	紘 明	今 枝	正 也 伊 藤 清 江

(敬称略)

(2) 富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会

5月16日（木）に富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会（富史料協）の令和6年度総会を富山県公文書館研修室で開催し、下記の議案が承認された。

- 議案第1号 令和5年度事業報告
- 議案第2号 令和5年度収支決算報告
- 議案第3号 令和6年度事業計画（案）
- 議案第4号 令和6年度収支予算（案）

【令和6年度事業】

- ・理事会 4月18日（木）
- ・総会・講演会 5月16日（木）
- ・実務担当者研修 11月28日（木）
- ・会報発行 3月3日（月）



総 会



講 演 会



実務担当者研修

【富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会 会員名簿】

(令和7年3月31日現在)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 富山県公文書館 | 23 魚津市総務部総務課 |
| 2 富山県立図書館 | 24 魚津市立図書館 |
| 3 富山県埋蔵文化財センター | 25 魚津歴史民俗博物館 |
| 4 富山県立山カルデラ砂防博物館 | 26 滑川市立博物館 |
| 5 富山市公文書館 | 27 黒部市教育委員会 |
| 6 富山市教育委員会生涯学習課 | 28 黒部市歴史民俗資料館 |
| 7 富山市民俗民芸村 | 29 砺波市企画総務部総務課 |
| 8 富山市郷土博物館 | 30 砺波市立砺波郷土資料館 |
| 9 富山市立図書館 | 31 砺波市立砺波図書館 |
| 10 富山市大山歴史民俗資料館 | 32 南砺市総務部総務課 |
| 11 富山市猪谷関所館 | 33 南砺市教育委員会 |
| 12 高岡市総務部総務課 | 34 南砺市立中央図書館 |
| 13 高岡市総務部総務課市政資料室 | 35 氷見市立博物館 |
| 14 高岡市立中央図書館 | 36 氷見市立図書館 |
| 15 高岡市立伏木図書館 | 37 小矢部市総務部総務課 |
| 16 高岡市立戸出図書館 | 38 小矢部市民図書館 |
| 17 高岡市立博物館 | 39 舟橋村総務課 |
| 18 高岡市万葉歴史館 | 40 上市町総務課 |
| 19 高岡市福岡歴史民俗資料館 | 41 立山町総務課 |
| 20 射水市財務管理部総務課 | 42 立山町教育委員会 |
| 21 射水市新湊博物館 | 43 朝日町図書館 |
| 22 射水市中央図書館 | 44 入善町教育委員会事務局 |

(計44機関)

5 1年のあゆみ

(1) 館日誌

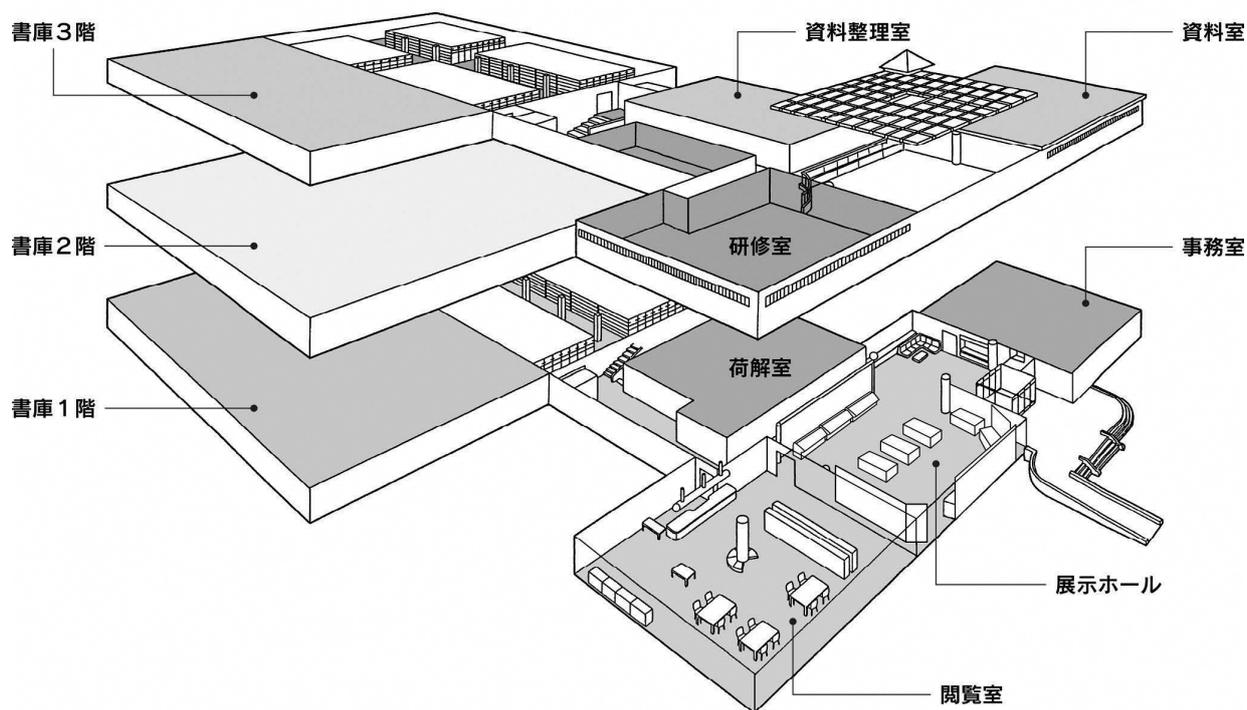
4月18日(木)	富史料協理事会
5月16日(木)	富史料協総会・講演会
30日(木)	歴史講座(第1回)
6月6日(木)	歴史講座(第2回)、全国公文書館長会議(～7日(金))
13日(木)	歴史講座(第3回)
20日(木)	歴史講座(第4回)
27日(木)	歴史講座(第5回)
7月18日(木)	第1回古文書調査員会議
8月1日(木)	公文書館だより(第75号)発行
19日(月)	アーカイブズ研修I(～23日(金))
27日(火)	燻蒸済県公文書搬入(第1回目)
29日(木)	古文書教室(入門コース/第1回)
9月3日(火)	燻蒸済県公文書搬入(第2回目)
5日(木)	古文書教室(入門コース/第2回)
12日(木)	古文書教室(入門コース/第3回)
10月3日(木)	企画展開設(～11月4日(月))
10日(木)	古文書教室(初級コース/第1回)
16日(水)	企画展講演会
17日(木)	古文書教室(初級コース/第2回)
23日(水)	東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会
24日(木)	古文書教室(初級コース/第3回)
25日(金)	公文書館年報(第37号)発行
31日(木)	古文書教室(初級コース/第4回)
11月4日(月)	企画展開設
11日(月)	アーカイブズ・カレッジ短期コース(～11月16日(土))
13日(水)	三館合同消防訓練
21日(木)	全史料協第50回全国大会(～11月22日(金))
28日(木)	富史料協実務担当者研修
2月3日(月)	公文書館だより(第76号)発行
13日(木)	第2回古文書調査員会議
3月3日(月)	富史料協会報(第24号)発行

(2) 主な来館団体等

6月25日(火)	高教研歴史部会研修
7月23日(火)	施設見学受入れ(高岡南高等学校)

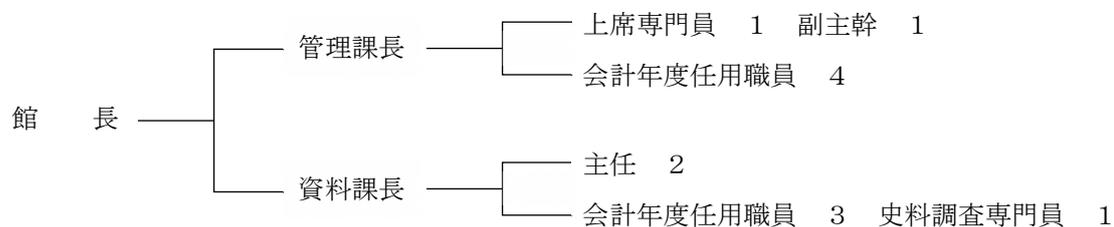
第2 施設の概要

- 1 敷地面積 10,408㎡
- 2 建物延面積 3,997㎡（事務棟1,490㎡／書庫棟2,507㎡）
- 3 構造 鉄筋コンクリート造
 事務棟 地上2階 地下1階
 書庫棟 地上3階
- 4 各室面積 1階 閲覧室 147㎡／展示室 128㎡／ホール 61㎡
 事務室 99㎡／搬入・荷解室 79㎡
 2階 資料整理室 67㎡／研修室 142㎡
 書庫 1階 726㎡
 2階 726㎡
 3階 726㎡



第3 組織・予算

1 組織



管理課業務

- ・ 予算 ・ 人事 ・ 施設管理 ・ 公文書整理、保存、管理
- ・ 公文書等の閲覧

資料課業務

- ・ 古文書等の整理、調査 ・ 近現代資料の整理、調査
- ・ 県の歴史に関する知識の普及（講座、展示等） ・ 歴史資料の閲覧
- ・ 県の歴史に関するレファレンス ・ 古文書110番 ・ 刊本、撮影資料の整理

2 予算

令和6年度予算

運営事務費	3,079千円
庁舎維持管理費	15,917千円
広報・展示費	1,126千円
公文書保存管理費	8,897千円
歴史資料目録作成費	12,669千円
歴史的文書収集、調査研究費	535千円
各種教室公開講座費	191千円
県現代史調査費	1,440千円
郷土歴史資料活用・保全デジタル化	6,500千円
計	50,354千円

第4 関係法規

1 公文書館法（昭和62年12月15日法律第115号）

（最終改正 平成11年12月22日法律第161号）

（目的）

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

（責務）

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

（資金の融通等）

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

（技術上の指導等）

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和63年政令第166号で昭和63年6月1日から施行）

（専門職員についての特例）

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

2 富山県公文書館条例（昭和62年3月14日富山県条例第2号）

（趣旨）

第1条 この条例は、富山県公文書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 県政に関する重要な公文書及び県の歴史に関する文書（以下「公文書等」という。）を保存し、及びその活用を図り、もって県政及び県の歴史に関する知識の普及と開かれた県政の推進に資するため、富山県公文書館（以下「公文書館」という。）を設置する。

（位置）

第3条 公文書館は、富山市に置く。

（利用）

第4条 知事は、公文書館において保存する公文書等を県民の閲覧に供するほか、その展示等を行い、公文書館を広く県民の利用に供するものとする。

2 知事は、公文書館の管理上支障があると認めるときは、公文書館の利用を制限することができる。

（規則への委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

3 富山県公文書館条例施行規則（昭和62年3月28日富山県規則第16号）

改正 平成元年4月27日規則第31号 平成4年7月27日規則第58号

平成6年3月31日規則第23号 令和3年3月3日規則第1号

令和6年3月29日規則第19号

（趣旨）

第1条 この規則は、富山県公文書館条例（昭和62年富山県条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧）

第2条 富山県公文書館（以下「公文書館」という。）において保存する県政に関する重要な公文書及び県の歴史に関する文書（以下「公文書等」という。）を閲覧しようとする者は、公文書等閲覧申込書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 公文書等の閲覧は、閲覧室においてしなければならない。

（複写）

第3条 公文書等の複写を依頼しようとする者は、公文書等複写依頼書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 公文書等の複写を受ける者は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

（館外貸出し）

第4条 公文書等の館外貸出しは、行わないものとする。ただし、学術研究、社会教育等の公共的目的のために行う展示会等に出品するため館外貸出しの依頼があった場合で、知事が公文書等の亡失又は損傷のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(インターネット等による利用)

第4条の2 知事は、公文書等の画像等の情報を、インターネットの利用により公開すること等の方法によって一般の利用に供するよう努めるものとする。

(令6規則19・追加)

(利用に供しない公文書等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する公文書等については、これを利用に供しないことができる。

- (1) 個人若しくは団体の秘密の保持上又は公益上の理由により利用に供することが適当でない公文書等
- (2) 一定の期間利用に供しない条件で寄贈又は寄託を受けた公文書等で当該期間を経過していないもの

(休館日)

第6条 公文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日までの日
- (4) 12月28日から同月31日までの日

(平元規則31・平4規則58・一部改正)

(開館時間)

第7条 公文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(平4規則58・平6規則23・一部改正)

(入館の禁止等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公文書館への入館を禁じ、公文書館の利用を停止し、又は公文書館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公文書館の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者
- (2) 公文書館の施設、設備又は公文書等を汚損し、又は損傷するおそれのある者
- (3) 公文書館の利用に関する知事の指示に従わない者

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第31号）

この規則は、平成元年5月14日から施行する。

附 則（平成4年規則第58号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第23号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 公文書館公文書等取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公文書館における公文書等の収集、整理及び保存に関し必要な事項を定めるものとする。

（収集対象）

第2条 公文書館において収集の対象とする公文書等は、次のとおりとする。

- (1) 富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号）第62条及び63条、富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年教委訓令第1号）第62条及び63条並びに富山県企業局文書管理規程（昭和62年企規程第3号）第58条及び第59条の規定により廃棄決定された公文書（行政文書）
- (2) 県の歴史に関する古文書及び近現代文書（歴史文書等）
- (3) 県の歴史に関する刊行物及びその他の資料（歴史刊行物等）

（収集規準）

第3条 公文書館は、前条の収集対象とする公文書等の中から歴史的に重要な価値のあるものを、別記1「公文書等収集基準」に基づき、選別し収集するものとする。

（収集）

第4条 公文書等は、第2条第1号の各規程及び富山県情報公開条例の規定に基づき収集するほか、寄贈又は寄託及び複製品（マイクロフィルム等の撮影資料を含む）によるものとする。

（整理及び保存）

第5条 収集した公文書等は、別記2「公文書等整理要領」により整理し、保存するものとする。

（公文書等の廃棄）

第6条 公文書館が保存している公文書等のうち、館長が保存する必要がないと認めた公文書等については、廃棄決定を行い焼却等の処分により廃棄するものとする。

附 則

この要綱は平成7年1月18日から適用する。

この要綱は平成24年3月29日から適用する。

別記1（公文書館公文書等取扱要綱第3条関係）

公文書等収集基準

1 第2条第1号関係

- (1) 各種制度及び機構の新設、変更又は廃止に関するもの
- (2) 県の総合計画に関するもの
- (3) 条例、規則等に関するもの
- (4) 予算及び決算に関するもの
- (5) 県政の執行基準、方策に関するもの
- (6) 県の行政区画、地方制度等に関するもの
- (7) 財産の取得及び処分に関するもの
- (8) 議会、行政委員会の議事に関するもの
- (9) 各種審議会、審査会、調査会その他の重要な会議に関するもの
- (10) 行政事務の執行上の監査に関するもの
- (11) 選挙に関するもの
- (12) 褒章、表彰に関するもの
- (13) 許可、認可等に関するもの
- (14) 県の重要な行事、事件、災害等に関するもの
- (15) 争訟に関するもの
- (16) 請願、陳情、要望等に関するもの
- (17) 調査、統計、年報等に関するもの
- (18) その他歴史的価値があると認められるもの

2 第2条第2号及び第3号関係

- (1) 古文書類
- (2) 政治、経済、社会、文化の分野において、主要な役割を果たした団体、企業、個人の活動、組織等に関するもの
- (3) 県及び地域の特色、生活習慣、伝統文化等の実態に関するもの
- (4) 主要な行事、事件、災害等に関するもの
- (5) 県の公文書、刊行物の散逸部分を補うことのできるもの
- (6) その他、県の歴史に関する文書等で保存の価値があると認められるもの

別記2（公文書館公文書等取扱要綱第5条関係）

公文書等整理要領

第1 行政文書

1 受入台帳の作成及び仮保存

- (1) 移管を受けた文書は、様式第1号の受入台帳（歴史的価値ある公文書選定一覧）に登録する。
- (2) 受入台帳に登録する表題は、原則として保存箱に記載されている表題により記載する。
- (3) 移管を受けた文書は、保存箱に収納した状態で3階書庫に仮保存する。

2 目録の作成及び保存

- (1) 保存箱により仮保存していた文書を、一定期間経過後再選別し、引き続き保存する文書は完結年度別、室課別に再製本する。この場合の室課名は、当該文書の完結時の室課名とする。
- (2) 再製本した簿冊に管理番号を付け、その内容について1件ごとに様式第2号の件名カードを作成する。
- (3) 件名カードの作成に当たって、当該移管公文書の主務課又は総務課と公開の可否について、判断の困難なものは協議するものとする。
- (4) 件名カードを基に行政文書目録を作成し、閲覧室に備え来館者の利用に供する。
- (5) 管理番号を付けた簿冊は、1階書庫で保存する。
- (6) 前各号の規定は順次実施する。

第2 歴史に関する文書及び史資料

1 県の歴史に関する古文書類及び近現代文書等（歴史文書等）

(1) 受入台帳の作成

受け入れた歴史文書等は、様式第3号の寄贈公文書等台帳、様式第4号の寄託公文書等台帳に登録する。

(2) 整理

ア 歴史文書等は、燻蒸後整理ラベルを張り封筒に入れ、保存箱に収納する。

イ 整理区分は、所蔵家別を原則とし、少量のものは受け入れ年度別で整理する。

(3) 目録の作成

ア 歴史文書等は1点ごとに、表題、年月日、整理番号等を付し、歴史文書等仮目録を作成する。

イ この仮目録は、文書整理のため業務用として使用する。

ウ 整理された歴史文書等のうちから、計画に従い歴史文書目録を作成し、閲覧室に備え来館者の利用に供する。

(4) 保存

歴史文書等は、原則として1階書庫で保管する。

2 複写文書、近現代資料及び関係史資料（歴史資料）

(1) 受入台帳の作成

歴史資料は、資料の性格に応じて分類しまとめて登録印を押印し、受入台帳に登録する。

(2) 整理区分

ア 複写文書は時代別・家別で50音順とし、少量の場合は合冊とする。

イ 県史資料は、古代・中世・近世・近代・現代に区分し製本する。

ウ 撮影資料は、考古・民俗・文化財・古代・中世・近世・近代・現代に区分し製本する。

エ フィルム資料は、複写・撮影資料の区分に従い整理する。

オ ビデオテープ等のテープ資料はリールの題名により整理する。

カ 歴史資料は上記ア～オの区分に従い、それぞれラベルを付し、整理台帳を作成する。

(3) 目録の作成

整理台帳に記された史資料のうち、必要に応じて第3の1（3）ウの計画に合わせ歴史文書目録を作成する。

(4) 保存

歴史資料は、原則として1階書庫で保存する。

第3 歴史に関する図書、刊行物その他の資料（歴史刊行物等）

1 受入台帳の作成

受け入れた歴史刊行物等は、登録印を押印し受入台帳に登録する。

2 整理区分

歴史刊行物等は、次の区分により整理する。

- (1) 富山県全般及び越中、加賀藩、大石川県に関するもの
- (2) 県内市町村等に関するもの
- (3) 富山県以外の都道府県等に関するもの
- (4) その他歴史研究や日本史等歴史全般に関するもの

3 目録の作成

- (1) 登録済の歴史刊行物等は、受入台帳に基づき歴史刊行物等目録を作成する。
- (2) 新規に登録し又は廃棄した歴史刊行物等は、歴史刊行物等目録に加除する。
- (3) 歴史刊行物等目録は、閲覧室に備え来館者の利用に供する。

4 保存

歴史刊行物等目録に掲載された歴史刊行物等は、原則として1階書庫で保存する。

5 公文書等の利用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県公文書館条例施行規則（昭和62年富山県規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、公文書館が保存する公文書等（以下「公文書等」という。）を県民の利用に供するため、必要な事項を定めるものとする。

(利用の方法)

第2条 公文書等を県民の利用に供する方法は、閲覧、複写、写真撮影等、館外貸出し及び出版物への掲載とする。

(利用対象公文書等)

第3条 県民の利用に供する公文書等は、次の各号のいずれかに該当する公文書等であって、検索のための目録が整備されているものとする。

- (1) 富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号）第66条及び67条、富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年教委訓令第1号）第66条及び67条並びに富山県企業局文書管理規程（昭和62年企規程第3号）第62条の規定により公文書館に移管した文書
- (2) 県の歴史に関する文書
- (3) 国、県、他の地方公共団体その他の関係機関から取得した刊行物その他の資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、刊行物その他の資料で県民の利用に供することが適当なもの

(閲覧)

第4条 破損又は汚損のおそれのある公文書等及び特に知事が必要と認める公文書等の閲覧については、複製物によることができる。

2 マイクロフィルム、ビデオテープその他の映像資料の閲覧については、館長が別に定める。

(複写)

第5条 公文書等複写依頼書が提出されたときは、原則として公文書館において職員が複写し、依頼者に交付するものとする。

2 複写に要する費用は、複写の枚数に10円を乗じて得た額とする。

3 国及び地方公共団体から公文書等複写依頼書の提出があったときは、複写に要する費用を免除することができる。

(写真撮影等)

第6条 写真撮影等を依頼しようとする者は、公文書等撮影承認申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 公文書等撮影承認申請書に係る写真撮影等は、職員の立会のもとにこれを行うものとする。

(複写及び写真撮影等の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する公文書等については、複写又は写真撮影等を承認しないものとする。

(1) 所有権者及び著作権者の承認を得ていないもの

(2) 複写又は写真撮影等により損傷をうけるおそれがあるもの

(館外貸出し)

第8条 規則第4条ただし書きの規定に基づき、公文書等の館外貸出しを依頼しようとする者は、公文書等館外貸出承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(出版物への掲載)

第9条 公文書等を出版物に掲載しようとする者は、公文書等掲載承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該公文書等の出版物への掲載について所有権者及び著作権者の承認を得ていないときは、知事は承認しないものとする。

附 則

この要綱は、平成7年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

6 県民の利用に供しない公文書等の選定のための判定委員会設置要領

(目的)

第1条 富山県公文書館条例施行規則（以下「規則」という。）第5条の規定による利用に供しない公文書等を選定することを目的に、判定委員会を設ける。

(構成)

第2条 判定委員会は、館長、管理課長、資料課長及び資料課職員をもって組織する。

(会議)

第3条 館長は、規則第5条の規定により、利用に供しない公文書等を選定しようとするときは、別表「利用に供しないことができる文書の判定基準」により、判定委員会に諮ってこれを決定するものとする。

(その他)

第4条 館長は、公文書等が県民の利用に供されるにあたり、公開・非公開などの疑義が生じたときは、判定委員会の意見を聴いて適切にこれを処理するものとする。

附 則

この要領は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表 利用に供しないことができる文書の判定基準

(富山県公文書館条例施行規則第5条に基づく)

表 示	公 文 書 内 容
1 履歴・戸籍関係	1 履歴 2 履歴事項の照会・回答 3 身分・身元の間合せ回答 4 戸籍の照会・回答 5 財産
2 服務規律関係	1 服務違反 2 懲戒処分 3 職務の適否（分限） 4 資格・免許・検定の有無
3 新聞掲載の信疑関係	聴聞事実（主として犯罪にかかるもの）
4 風評・投書関係	風評・中傷・投書にかかるもの
5 素行関係	行状・品行・行動・行為等の間合せ回答にかかるもの
6 事実関係	汚職（特別職相当職を除く）、刑事事件（一般人を含む）等
7 内申関係	1 叙勲内申 2 各種表彰内申関係 3 人事の内申（任用、進退、昇格、昇給、増俸、賞与、手当） ・退官賜金（死亡、定年、中途退職含む）
8 学校（教師、生徒） 規律違反関係	1 退学、休学、謹慎処分等 2 教師の訓導違反
9 病歴	1 遺伝ある病歴 2 出生上の疑義
10 その他	公開することによって公益を害すると公文書館長が認めたもの

※平成13年11月30日 「1 履歴・戸籍関係」に「5 財産」を追加

7 富山県文書管理規程（抜粋）（昭和62年3月31日富山県訓令第4号）

（最終改正 令和7年3月31日富山県訓令第4号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、文書（図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ）を含む。以下同じ。）の適正な管理を図るため、文書の收受、処理、保管、保存、廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

（保存文書管理者）

第10条 本庁の書庫、出先機関の長が指定する書庫等又は富山県公文書館（以下「公文書館」という。）の書庫（以下「書庫等」と総称する。）において保存する公文書（電磁的記録に係るものを除く。以下「保存文書」という。）を適正に管理するため、保存文書管理者を置く。

2 保存文書管理者は、次の表の左欄に掲げる保存文書の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者をもって充てる。

本庁の書庫の保存文書	法務文書課長
出先機関の長が指定する書庫等の保存文書	出先機関の長
公文書館の書庫の保存文書	公文書館長

（保存期間の種別）

第47条 公文書の保存期間は、永久、10年、5年、3年及び1年とする。

（公文書館長への引継ぎ）

第55条 総務課長及び出先機関の長は、毎年度当初に、その書庫等において保存する永久又は10年の保存期間に係る公文書のうち、保存期間開始後5年を経過したものを公文書館長に引き継がなければならない。

2 総務課長及び出先機関の長は、前項の規定による公文書の引継ぎをするときは、当該公文書に文書引継（置換）票を添付しなければならない。

（公文書館長に引き継がれた公文書の整理及び保存）

第56条 公文書館長は、前条第1項の規定により引継ぎを受けた公文書について、文書保存箱ごとに管理番号を付し、これを総務課長及び出先機関の長に通知しなければならない。

2 公文書館長は、前項の公文書を室課及び出先機関の別並びに保存期間別に整理し、及び書架に配置して保存するとともに、当該公文書に係る文書引継（置換）票を保存文書の目録として整備しなければならない。

（廃棄決定をする公文書の目録の作成及び送付）

第60条 保存文書管理者は、毎年度当初に、その管理する保存文書のうち保存期間が満了したものについて、文書引継（置換）票を整理して廃棄決定をする公文書の目録を作成し、室課又は出先機関の長に送付しなければならない。

（保存期間の延長等の手続）

第61条 室課又は出先機関の長は、前条の規定により送付を受けた目録に係る公文書について、第51条の2の規定により保存期間を延長又は再延長する必要があると認めるときは、保存文書管理者にその旨を申し出なければならない

2 保存文書管理者は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、保存期間の延長又は再延長の決定をし、その旨を室課又は出先機関の長に通知しなければならない。

(公文書の廃棄決定)

第62条 保存文書管理者は、前条第1項の公文書については、同条第2項の規定により保存期間の延長又は再延長の決定をしたものを除き、廃棄決定をしなければならない。

(保存期間満了前の廃棄決定)

第63条 室課又は出先機関の長は、保存期間が永久の公文書であって相当の期間が経過したもの又は保存期間が満了する前の公文書について、廃棄しなければならない特別の理由がある場合においては、当該公文書の廃棄を保存文書管理者に申し出るものとする。

2 保存文書管理者は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、廃棄決定をする公文書の目録を作成し、当該公文書の廃棄決定をするものとする。

(廃棄決定をした公文書の目録の提出)

第64条 室課若しくは出先機関の長又は保存文書管理者は、前2条の規定により廃棄決定した公文書の目録を公文書館長に提出しなければならない。

(歴史的価値のある公文書の移管の請求)

第66条 公文書館長は、第64条の規定により目録の提出を受けた場合において、当該目録に係る公文書に歴史的価値があると認めるときは、室課若しくは出先機関の長又は保存文書管理者に対し、当該公文書の移管を請求することができる。

(公文書館長への移管)

第67条 室課若しくは出先機関の長又は保存文書管理者は、前条の規定による移管の請求を受けたときは、当該請求に係る公文書を公文書館長に移管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

7 この訓令の施行の際現に公文書館において保存されている地方自治法の施行の日前に完結した文書については、第62条又は第63条の規定により廃棄決定され、第67条の規定により公文書館長に移管されたものとみなす。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

8 富山県情報公開条例（抜粋）（昭和61年9月30日富山県条例第51号）

（全部改正 平成13年6月27日富山県条例第38号）

（最終改正 令和4年12月16日条例第48号）

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政についての県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報公開の総合的な推進を図り、もって県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 富山県公文書館、富山県立図書館その他の実施機関の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の総合的な推進)

第31条 県は、県民がその必要とする情報を迅速かつ容易に利用することができるよう、第2章の規定による公文書の開示のほか、情報の提供施策、公表制度その他の施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報の提供施策)

第32条 実施機関は、広聴活動等により県民が必要とする情報を的確に把握し、正確で分かりやすい情報の積極的な提供に努めるものとする。

- 2 実施機関は、報道機関への情報の提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報の提供その他の広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、その作成又は取得に係る刊行物その他の資料であって、県民の利用に供することを目的としているものについて、閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。
- 4 実施機関は、前3項に定めるもののほか、情報の所在の案内等情報の提供機能の充実を図り、情報の提供施策の拡充に努めるものとする。

(公文書の管理)

第36条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、規則で定めるところにより公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規則においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

9 富山県情報公開条例施行規則（抜粋）（平成14年3月15日富山県規則第6号）

（最終改正 令和元年6月28日富山県規則第30号）

（公文書の管理に関する定め）

第16条 条例第36条第2項の公文書の管理に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた系統的な公文書の分類の基準を定めるものであること。この場合において、当該公文書の分類の基準については、毎年1回見直しを行い、必要と認める場合にはその改定を行うこととするものであること。

(2) 当該実施機関の意思決定に当たっては文書（図面及び電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）を作成して行うこと並びに当該実施機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とし、次に掲げる場合についてはこの限りでないこととするものであること。ただし、アの場合においては、事後に文書を作成することとするものであること。

ア 当該実施機関の意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合

イ 処理に係る事案が軽微なものである場合

(3) 公文書を専用の場所において適切に保管し、又は保存することとするものであること。

(4) 公文書（その内容が軽微なものを除く。）は、完結（当該公文書の処理の手続を終えることをいう。以下同じ。）の日の属する年度の翌年度末（暦年により整理する公文書のうち、完結の日が1月1日から3月31日までの間の公文書にあつては、翌々年度末）まで保管することとするものであること。ただし、当該実施機関が必要と認めるときは、当該保管の期間を延長することとするものであること。

(5) 当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた公文書の保存期間の基準を定めるものであること。この場合において、当該公文書の保存期間の基準は、別表第2の公文書の区分に応じ、それぞれその完結の日以後の日において、公文書の適切な管理に資するものとして実施機関が定める日から起算して同表の右欄に定める期間以上の期間とすること。

(6) 公文書が完結したときは、前号の公文書の保存期間の基準に従い、当該公文書について保存期間を設定するとともに、当該公文書を当該保存期間の満了する日までの間、保存することとするものであること。この場合において、保存の必要に応じ、当該公文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種別の公文書を作成することとするものであること。

(7) 次に掲げる公文書については、前号の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長することとするものであること。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存することとするものであること。

ア 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間

- イ 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- ウ 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- エ 開示請求があったもの 条例第11条各項の決定の日の翌日から起算して1年間
- (8) 保存期間が満了した公文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することとするものであること。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とすることとするものであること。
- (9) 保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。次号において同じ。）が満了した公文書については、歴史的価値が認められるものとして公文書館長その他の機関に移管することとするものを除き、廃棄することとするものであること。
- (10) 公文書（1年の保存期間に係る公文書を除く。）を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときに当該公文書を廃棄することができることとする場合にあつては、廃棄する公文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録（次号において「廃棄公文書名等」という。）を作成することとするものであること。
- (11) 1年の保存期間に係る公文書を当該保存期間の満了する日前に廃棄することができることとする場合にあつては、廃棄公文書名等の作成を要しないことができることとするものであること。
- (12) 公文書の管理が、適正に行われるよう公文書の管理体制を整備することとするものであること。
- (13) 法令の規定により、公文書の分類、作成、保存、廃棄その他の公文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあつては、当該事項については、当該法令の定めるところによることとするものであること。

10 富山県公文書開示事務実施要綱（抜粋）

平成14年1月1日付け共同制定
最終改正 令和3年4月1日
経営企画部長、議会事務局長、教育長、
選挙管理委員会書記長、人事委員会事務
局長、監査委員事務局長、公安委員会事
務担当室長、警察本部警務部長、地方労
働委員会事務局長、収用委員会幹事、海
区漁業調整委員会事務局長、内水面漁場
管理委員会事務局長、企業局長

第2 請求を受け付ける窓口の設置等

1 窓口の設置

開示の請求を受け付ける窓口の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
情報公開総合窓口 (以下「総合窓口」という。)	経営管理部総務課 (県庁東別館2階)

公安委員会・警察本部情報公開窓口 (以下「警察等窓口」という。)	警察本部警務部警察相談課
議会・行政委員会等情報公開窓口 (以下「議会・委員会等窓口」という。)	別表に定める課及び局内

第4 開示事務

4 開示の実施

(5) 開示の実施方法

ア 文書又は図面（次のイに掲げるものを除く）

(ア) 原本の閲覧又は原本を複写機により複写したものを交付することにより行う。ただし、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

イ マイクロフィルム、写真フィルム、スライドフィルム等

閲覧は、専用機器により映写したもの又は用紙等に印刷・印画したものを閲覧に供することにより行う。写しの交付は、用紙等に印刷・印画したものを交付することにより行う。なお、既に印画された写真は、写真フィルムではなく、アの文書又は図画として、閲覧又は写しの交付により対応することとする。

ウ 電磁的記録

(略)

(7) 写しの交付

写しの交付に当たっては、できうる限り請求者に写しの内容の確認を行い、写しの作成に要した費用を現金で徴収した後、当該写しを交付するものとする。この場合において、当該請求者に対し領収証書を交付するものとする。

第6 公文書の検索資料の作成等

1 公文書の検索資料

条例第37条に規定する公文書の検索に必要な資料は、保管文書（各課室所等の事務室内で管理されている文書）にあつては保管文書目録又は公文書目録等検索システムに登録された公文書目録（以下「公文書目録」という。）とし、保存文書（書庫等に引き継がれた文書）にあつては保存文書目録とする。

(1) 保管文書目録

ファイル分類表の写しの一部をもって保管文書目録（様式第1号）を作成するものとする。

(2) 保存文書目録

公文書を書庫等に引き継ぐときに提出する保存文書引継票に記録されている情報を整理して保存文書目録を作成するものとする。

(3) 公文書目録

文書管理システムに登録されたファイル分類表をもって公文書目録を作成するものとする。

3 目録の閲覧

(1) 保管文書目録及び保存文書目録は、窓口に着置き、一般の閲覧に供するものとする。

(2) 公文書目録等検索システムを利用できる電子計算機を総合窓口に着置き、一般の閲覧に供するものとする。

11 公文書等の管理に関する法律（抜粋）（平成21年7月1日法律第66号）

（最終改正 令和5年6月7日法律第47号）

（目的）

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

二 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政文書
- 二 法人文書
- 三 特定歴史公文書等
(移管又は廃棄)

第8条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

第5 設 置 の 経 緯

昭和39年 7月	富山県史編纂準備のため総務部総務課に嘱託職員配置
昭和41年 7月	「富山県史編纂要綱」制定
昭和43年 4月	総務部総務課に県史編纂専任職員配置
昭和46年	越中史壇会が富山県議会に文書館建設を要望
昭和47年 9月	富山県立図書館で文書館に関する調査を実施
昭和50年 4月	総務部総務課県史編纂班に改組
昭和51年	富山県図書館協会が文書館構想を提言
昭和53年	富山県歴史教育研究会が歴史資料館建設を陳情
昭和55年	総務部総務課に文書館調査費計上
昭和56年	情報公開研究班設置
昭和57年12月	「富山県史 史料編」(全10巻)の刊行終了
昭和58年 4月	総務部総務課に情報公開準備事務担当者配置
昭和58年 4月	「富山県民総合計画」において公文書センターの設置を計画
昭和58年 9月	財団法人地方自治協会に公文書センターに関する調査研究を委託
昭和59年 3月	「富山県史 通史編」(全7巻)の刊行終了
昭和59年 9月	「公文書センター(仮称)」建設地を県立図書館東側の県有地に決定
昭和60年10月	「公文書センター(仮称)」建設工事に着工
昭和61年 4月	総務部情報公開準備室を総務部総務課情報公開班に改組
昭和61年12月	名称を「富山県公文書館」とすることに決定
昭和62年 3月	「富山県公文書館条例」制定 富山県公文書館竣工 「富山県史 年表」刊行し県史編纂班解散
昭和62年 4月	富山県公文書館開館
平成18年 4月	機構改革に伴う副館長の廃止、管理課長の図書館総務課長との併任、及び情報公開窓口業務の取止め
平成22年 1月	富山県公文書館「展示ホールのリニューアル修繕」終了
平成28年 3月	富山県公文書館書庫棟空調設備更新
平成29年 3月	富山県公文書館書庫棟小型産業用除湿機設置
令和5年 4月	富山県公文書館書庫棟外壁及び屋上防水改修工事終了

開館時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

休館日

日曜日・土曜日・国民の祝日

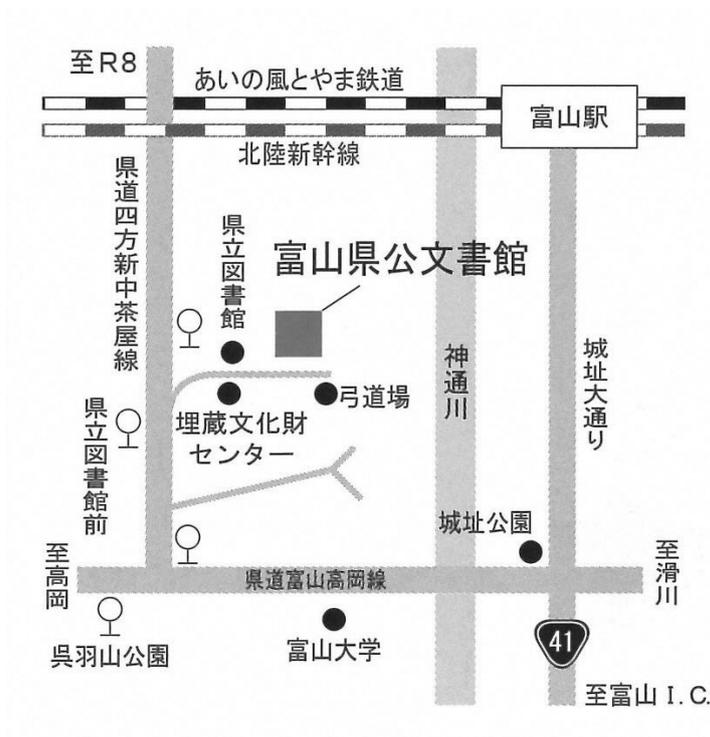
法に規定する休日

年末・年始（12/28～1/4）

交通機関

富山駅発バス

- ・北代循環〈県立図書館前〉下車……………徒歩3分
- ・四方経由新港東口行〈県立図書館前〉下車……………徒歩3分
- ・高岡小杉方面行〈呉羽山公園〉下車……………徒歩10分



富山県公文書館年報第38号（令和6年度）

〈編集・発行〉 富山県公文書館 〒930-0115 富山市茶屋町33-2

TEL 076-434-4050 FAX 076-434-4093

〈発行日〉 令和7年9月12日

●本誌は、再生紙を使用しています。



〒930-0115 富山市茶屋町 33-2 富山県公文書館 ☎076(434)4050